議員提出意見書案第２号

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第１号）第14条第２項の規定により提出します。

令和５年６月２２日

総務常任委員長　　本　田　勝　善

須賀川市議会議長　　五 十 嵐　伸　様

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取組、あるいは行政のデジタル化推進等、極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、急激な物価高騰で急増する多様な社会保障ニーズへの対応等、新しい課題にも取り組む必要があります。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、物価高騰等も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1　社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握すると共に、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。

2　とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援等、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

3　地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4　引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5 類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供等を行うこと。

5　「まち・ひと・しごと創生事業費」の 1 兆円については、新たに「地方創生推進費」として 2023 年度も確保されているが、持続可能な地域社会

の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。

6　会計年度任用職員制度の運用においては、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、その財政需要を十分に満たすこと。

7　デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。

8　森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

9　人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和５年６月　　日

福島県須賀川市議会議長　　五十嵐　伸

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣　　宛
厚生労働大臣

国土交通大臣
デジタル大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策　男女共同参画）